

議案第 8 2 号

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する
条例の一部改正について

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

消防団員の数の減少を理由として、消防団員の定数を見直すため、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（平成 17 年山都町条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「500 人」を「420 人」に改める。

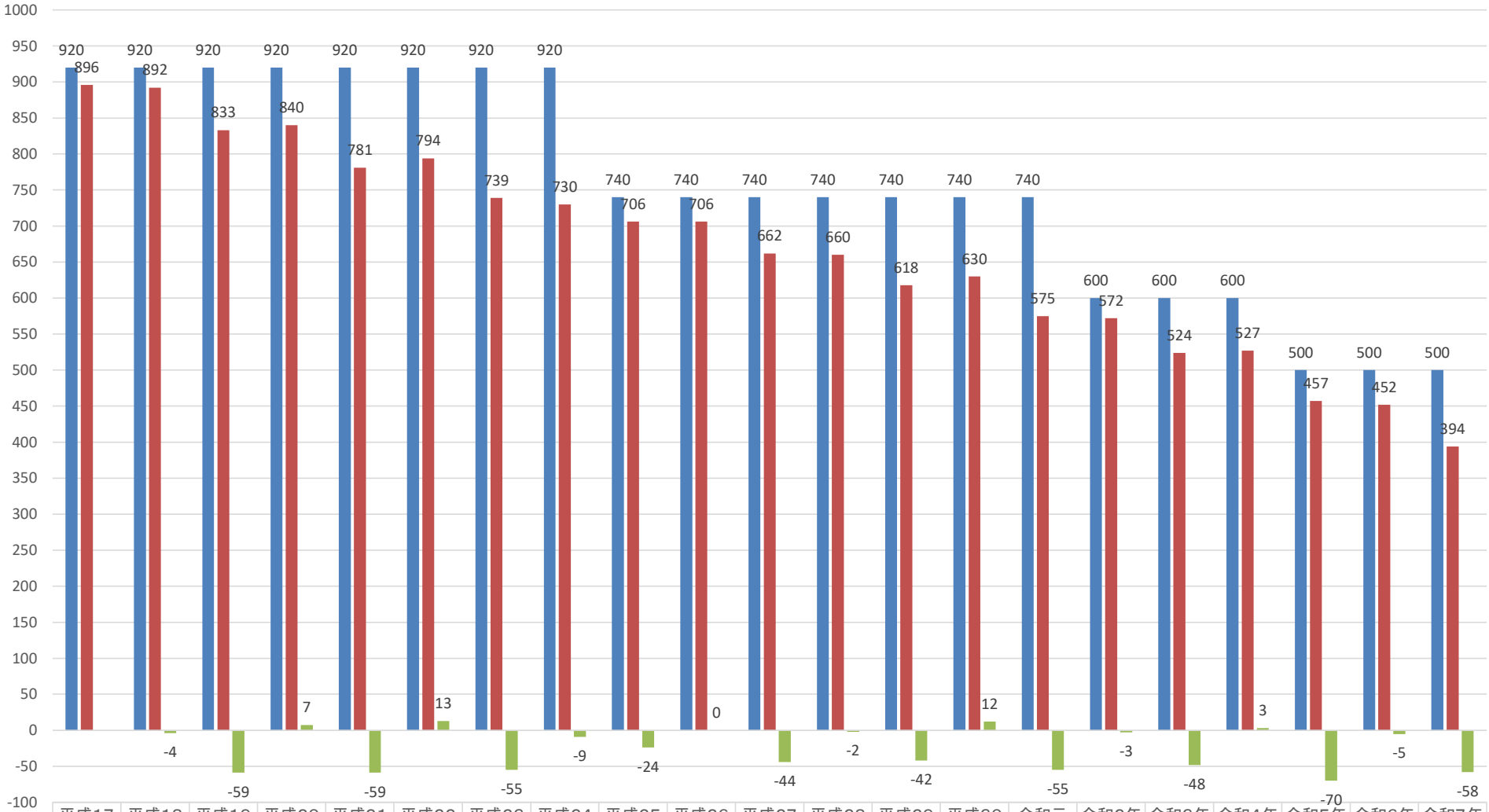
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(平成17年条例第156号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（定員及び種別） 第2条 団員の定員は、<u>500人</u>とする。 2～4 （略）	（定員及び種別） 第2条 団員の定員は、<u>420人</u>とする。 2～4 （略）

山都町消防団員数の推移



■ 定員	920	920	920	920	920	920	920	920	740	740	740	740	740	740	740	600	600	600	500	500	500
■ 合計	896	892	833	840	781	794	739	730	706	706	662	660	618	630	575	572	524	527	457	452	394
■ 前年度からの減少数		-4	-59	7	-59	13	-55	-9	-24	0	-44	-2	-42	12	-55	-3	-48	3	-70	-5	-58

■ 定員 ■ 合計 ■ 前年度からの減少数